

令和6年度

新規採用養護教諭研修（小・中）の手引

香川県教育委員会

目 次

I 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校新規採用養護教諭研修 実施要項	1
II 令和6年度 新規採用養護教諭研修（小・中）年間計画	4
1 校外研修	
2 校内研修	
III 実施計画及び報告	7
1 実施計画書及び実施報告書等	
2 その他	
資料1 年間研修項目例一覧表	8
資料2 指導方法及び内容（例）	10
（様式例1）新規採用養護教諭研修 実施計画書	11
（様式2）新規採用養護教諭研修 実施報告書	13
（様式3）新規採用養護教諭研修 実施時間数記録	14
（様式例4）非常勤講師勤務記録簿	15
（様式例5）受講記録	16
資料3 養護教諭の指標	17
受講に当たっての留意事項	18

I 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校新規採用養護教諭研修 実施要項

香川県教育委員会

1 趣旨

この要項は、新規採用養護教諭研修（以下「新採研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

この要項に定める研修は、香川県教員研修計画に基づき、養護教諭の経験に応じて実施する現職研修の一環として、新規採用養護教諭研修を受ける者（以下「新採者」という。）について、1年間の研修を実施し、その職務の遂行に必要な実践的指導力及び使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

3 実施主体等

- (1) 新採研修は、香川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が実施する。
- (2) 市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の組合に置かれる教育委員会を含む。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条により中核市は除くものとする。以下同じ。）は、その所管に属する学校の新採者について、県教育委員会が実施する新採研修に協力するものとする。

4 対象者

新採研修の対象者は、香川県立の中学校、高等学校、特別支援学校並びに市町教育委員会の所管する小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）の養護教諭に採用された者とする。

5 内容

- (1) 新採者は、職務の遂行に必要な実践的な研修を受けるものとする。
- (2) 新採者は、校内において指導教員を中心とする指導及び助言による研修（年間15日程度）を受けるとともに、校外において香川県教育センター等における研修（年間15日程度）を受けるものとする。
- (3) 新採者は、宿泊研修を受けるものとする。

6 年間計画

- (1) 県教育委員会は、新採研修の実施に関する年間を通した全体的な計画（以下「年間計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 年間計画においては、研修の内容の具体的な項目並びにその実施の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 市町教育委員会は、県教育委員会が作成する年間計画に基づき、地域の実情に配慮して、当該市町教育委員会における年間計画を作成するものとする。

7 実施計画

- (1) 校長は、県教育委員会及び市町教育委員会が作成する年間計画に基づき、校内における新採研修の実施に関する具体的な計画（以下「実施計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 実施計画においては、校外における研修との関連に配慮して、校内における指導教員を中心

とする指導及び助言による研修等の具体的な項目並びにその実施方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

- (3) 実施計画は、指導教員を中心とする指導及び助言による研修が円滑に実施できるよう研修の具体的項目については時期その他に十分に配慮して作成するものとする。
- (4) 校長は、実施計画を作成するに当たっては、校内の教職員組織及び地域の状況等学校の実情に配慮し、指導教員の参画を得て、これを作成するものとする。

8 指導教員の任命等

- (1) 学校長は、初任者研修の対象者がいる学校については、初任者の所属する学校の教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の中から、指導教員を命じるものとする。
- (2) 県教育委員会は、養護教諭複数配置校については新採者以外の養護教諭を、それ以外の学校については新採者の所属する学校に派遣された非常勤講師を、指導教員に命じるものとする。

9 校内研修体制

- (1) 指導教員は、校長の指導の下に、実施計画に従い、新採者に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長、副校长及び教頭は、実施計画に従い、研修項目に応じて、新採者に対して指導及び助言を行うものとする。
- (3) 指導教員以外の教員は、校長の指導の下に、実施計画に従い、指導教員と連携しつつ、指導教員の職務を補充して、新採者に対する指導及び助言を行うものとする。
- (4) 指導教員は、校長、副校长及び教頭並びに指導教員以外の教員による新採者に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して系統的かつ組織的な研修が行われるようにするものとする。
- (5) 校長は、指導教員を援助する学校全体としての協同的な体制を確立するとともに、これを校務分掌に位置付けるものとする。

10 養護教諭指導員の任命等

- (1) 新採者の所属する学校のうち、指導教員が養護教諭の免許を持っていない場合は、養護教諭指導員を置くことができるものとする。
- (2) 養護教諭指導員は、新採者の所属する学校の養護教諭又は新採者の所属する学校に派遣された非常勤講師の中から、当該学校を所管する教育委員会が命じるものとする。
- (3) 養護教諭指導員は、当該関係学校の校長の指導の下に、実施計画に従い、新採者に対して職務に係る指導及び助言を行うものとする。
- (4) 養護教諭指導員が新採者に対して職務に関する指導を行うに当たっては、当該新採者の指導教員との密接な連携を図るものとする。

11 非常勤講師の派遣等

- (1) 県教育委員会は、県立学校に関し、指導教員又は養護教諭指導員を命じることに伴い必要となる非常勤講師の人数に応じて非常勤講師を任命し、当該非常勤講師に当該指導教員又は当該養護教諭指導員に係る県立学校の勤務を命じるものとする。
- (2) 県教育委員会は、市町教育委員会が所管する小学校及び中学校に関し、市町教育委員会が指導教員又は養護教諭指導員を命じることに伴い、必要となる非常勤講師の人数に応じて非常勤職員を任命し、市町教育委員会の求めに応じて、当該市町教育委員会に派遣するものとする。この場合において、非常勤職員の派遣を受けた市町教育委員会は、当該非常勤職員を非常勤講

師に任命し、当該非常勤講師に当該指導教員又は当該養護教諭指導員に係る小学校又は中学校の勤務を命じるものとする。

- (3) 非常勤講師は、原則として養護教諭の免許を持ち学校を退職した者で、指導者としての資質を有する者とする。

12 実施計画書及び実施報告書等

- (1) 校長は、年間の実施計画書及び実施報告書を作成し、学校を所管する教育委員会に提出するものとする。ただし、小・中学校においては、実施時間数記録も提出するものとする。
- (2) 市町教育委員会は、当該市町における年間計画書及び年間報告書を県教育委員会に提出するものとする。この場合、市町教育委員会は校長から提出された年間の実施計画書、実施報告書及び実施時間数記録を添付するものとする。

13 校長等連絡協議会

県教育委員会は、新採研修を円滑かつ、効果的に実施するため、研修実施学校の校長、指導教員及び養護教諭指導員の連絡協議会を開催するものとする。

14 その他

この要項に定めるもののほか、新採研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要項は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

II 令和6年度 新規採用養護教諭研修(小・中)年間計画

1 校外研修

(1) 香川県教育センターにおける研修 (14日)

(備考欄の◎は高松市との共催を示す)

番号	期日	指標	内容	会場等	備考
1	4/11(木) 13:25~ 16:25	養 Aa1 養 Aa1 養 Ab1	開講式 教育法規Ⅰ 教育長講話 社会人(教員)としてのマナー オリエンテーション 研修の心構え	県教育センター	◎
2	5/7(火) 9:25~ 16:25	養 Aa1 養 Ab1 養 Bb1 養 Bb1	新採養護教諭・栄養教諭に期待すること よりよいコミュニケーションの在り方 養護教諭の職務 公開講演「災害共済給付事務」	県教育センター	◎
3	5~6月 半日(別途連絡)	養 Bb1 養 Bb1	実地研修 講話・研究協議「保健室経営と進め方」 保健室参観、実務研修	実施依頼校	◎
4	研修内容により異なる	開催要項を参照する	一いつづれを選択か • 養護教諭による公開授業等に参加 • 香川の教育づくり発表会 • 県教育センター研究発表会 • 県教育センター専門研修の中から 1講座 (研修番号 317~319、337、338)	各実施会場等 ※視聴後、「受講の振り返り」に回答	
5	6/18(火) 13:25~ 16:25	養 Aa1 養 Cc1 養 Ba1	教育法規Ⅱ メンタルヘルス 教育法規Ⅰ	県教育センター	◎
6	7/22(月) 9:25~ 16:25	養 Bb1 養 Bb1 養 Cc1	感染症の予防と対応 保健教育における養護教諭の役割 学校における事件・事故・災害発生時に養護教諭に求められる救急法	県教育センター	◎
7	7/23(火) 9:25~ 16:25	養 Bc1 養 Bc1 養 Bc1	児童生徒の抱える健康課題について 児童生徒・保護者のメンタルヘルスに関する対応 養護教諭の行う健康相談	県教育センター	◎
8	7/26(金) 13:25~ 16:25	養 Ba1 養 Bb1 養 Ba1ア	人権・同和教育の在り方 学校保健 特別支援教育Ⅰ	県教育センター	
9	7/31(水) 13:25~ 16:25	養 Bc1 養 Bc1 養 Bc1	食に関する指導 暴力行為・いじめ・ネットトラブル等への対応 子供の非認知スキル向上のための関わり方	各所属校等 (オンライン研修)	◎
10 11	8/5(月) 8/6(火)	開催要項を参照する	五色台宿泊研修(1泊2日) • キャンドルサービス • 野外活動 等	五色台少年自然センター	◎
12	11/19(火) 13:25~ 16:25	養 Ba1ア 養 Ba1ア	生徒指導 特別支援教育Ⅱ	A : 寒川農村環境改善センター B : 県教育センター	
13	12/27(金) 9:25~ 16:25	養 Cb1 養 Ba1 養 Bb1 養 Ac1	学校・家庭・地域社会との連携 児童生徒のメンタルヘルスへの対応 保健教育の実践 研修のまとめ	県教育センター	
14	1/21(火) 13:25~ 16:25	養 Bc1 養 Aa1 養 Aa1	学級経営力・生徒指導力 教育法規Ⅲ 採用試験から今までを振り返って 今後の研修の在り方 閉講式	県教育センター	
(オンライン型研修)	6月~ 7月		五色台宿泊研修事前研修	※視聴後、「受講の振り返り」に回答	◎
	8月~12月	養 Bc1 養 Cc1 養 Bc1	児童虐待の現状と課題 学校安全 男女共同参画社会について	※視聴後、「受講の振り返り」に回答	◎

※ 表中のAは、さぬき、東かがわ、三木を、Bは、小豆島、土庄、直島、西部管内を表す。

※ 研修日程等に変更がある場合には別途通知する。

※ 指標については、資料3を参照する。

(2) 高松市教育委員会における研修（13日）

(備考欄の◎は香川県との共催を示す)

番号	日時	指標	内 容	会 場	備 考
1	4/11(木) 【13:25～16:25】	養 Aa1 養 Aa1 養 Ab1	開講式 教育法規Ⅰ 教育長講話 社会人（教員）としてのマナー オリエンテーション 研修の心構え	県教育センター	◎
2	5/7(火) 【9:25～16:25】	養 Aa1 養 Ab1 養 Bb1 養 Bb1	新採養護教諭に期待すること よりよいコミュニケーションの在り方 養護教諭の職務 公開講演「災害共済給付事務」	県教育センター	◎
3	5月～6月 半日 別途連絡	養 Bb1 養 Bb1	実地研修 ・保健室経営の進め方 ・保健室参観	関係小・中学校 (西部管内)	◎
4	5月～7月	養 Bb1	実施学校要請訪問 ※保健室参観と書類点検、個別指導、管理職との懇談 ※左記の期間で調整し、別途通知（学校訪問と兼ねる場合がある）	関係小・中学校	
5	6/18(火) 【13:25～16:25】	養 Aa1 養 Cc1 養 Ba1	教育法規Ⅱ メンタルヘルス 教育相談Ⅰ	県教育センター	◎
6	7/22(月) 【9:25～16:25】	養 Bb1 養 Bb1 養 Cc1	感染症の予防と対応 保健教育における養護教諭の役割 学校における事件・事故・災害発生時に養護教諭に求められる救急法	県教育センター	◎
7	7/23(火) 【9:25～16:25】	養 Bc1 養 Bc1 養 Bc1	児童生徒の抱える健康課題について 児童生徒・保護者のメンタルヘルスに関する対応 養護教諭の行う健康相談	県教育センター	◎
8	7/31(水) 【13:25～16:25】	養 Bc1 養 Bc1 養 Bc1	食に関する指導 暴力行為・いじめ・ネットトラブル等への対応 子どもの非認知スキル向上のための関わり方	関係小・中学校 (オンライン)	◎
9 10	8/5(月) 8/6(火)	養 Ac1 養 Bb1 養 Bc1	五色台宿泊研修 ・キャンドルサービス ・野外活動 等	五色台少年自然センター	◎
11	11/5(火) 【13:25～16:25】	養 Ba1ア 養 Bc1	特別な支援を必要とする児童生徒の理解と合理的な配慮 様々な人権課題への理解	関係小・中学校 (オンライン)	
12	1/6(月) 【13:25～16:25】	養 Cc1 養 Cc1イ 養 Ba1ア	学校保健 情報モラル・セキュリティ 不登校児童生徒への支援の在り方	高松市総合教育センター	
13	2/4(火) 【13:25～16:25】	養 Ac1 養 Aa1	研修の振り返りとまとめ 研修係長講話 教職1年経験者研修について 閉講式	高松市総合教育センター	
/	オンデマンド 6月～12月 【各自】	養 Cc1 養 Bc1 養 Bc1	五色台宿泊研修事前研修 学校安全 児童虐待の現状と課題 男女共同参画社会について	関係小・中学校 (オンライン)	◎

※ 上記の「オンライン」とは、双方向のビデオ会議、「オンデマンド」とは、一方向の動画視聴を示す。

※ 指標については、資料3を参照する。

2 校内研修

(1) 指導に当たる教員

- ① 新採者が所属する学校（以下「学校」という。）において、指導に当たる教員（指導教員及び養護教諭指導員をいう。以下同じ。）は、校長の指導の下、学校全体としての協同的な指導体制の中で、互いに密接な連携を図りながら、他の教員と協力して新採者の指導に当たる。
- ② 指導教員及び養護教諭指導員による新採者の指導については、学校における初任者研修の実施及び学校の養護教諭の配置に応じて次のように考慮する。

		当該学校における養護教諭の配置			
		複数配置校		一人配置校	
当該学校における初任者研修受講対象者の有無	あり	一般指導	指導教員が指導に当たる。初任者と合同で行う。	一般指導	指導教員が指導に当たる。初任者と合同で行う。
		専門指導	養護教諭指導員（配置されている指導的立場の養護教諭）が指導に当たる。	専門指導	養護教諭指導員（派遣された非常勤講師）が指導に当たる。
	なし	一般指導	校長、副校長、教頭、分掌の主任等が指導に当たる。	一般指導	校長、副校長、教頭、分掌の主任等が指導に当たる。
		専門指導	指導教員（配置されている指導的立場の養護教諭）が指導に当たる。	専門指導	指導教員（派遣された非常勤講師）が指導に当たる。

(2) 指導の内容及び方法

- ① 指導する内容は、一般指導並びに専門指導の二つに大別できるが、新採者に対する種々の相談活動も含む。一般指導及び専門指導の具体的な項目については、**資料1 「年間研修項目例一覧表(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校)」**（P8.9）を参考にする。
- ② 校内研修は、一般指導と専門指導を合わせて年間15日程度行う。
- 一般指導……各学校の状況に応じて行う。
- 専門指導……指導教員が計画にそって、15回程度（60時間）行う。
- ③ 指導方法については、**資料2 「指導方法及び内容(例)」**（P10）から複数組み合わせて行う。
- ④ 指導に当たる教員は、指導する内容によっては、新採者の勤務に常時立ち会う方法でもよい。
- ⑤ 指導に当たる教員の指導業務には、指導のための準備や事後処理なども含まれる。

(3) 専門指導

- ① 専門指導における指導教員または養護教諭指導員の役割
- ・ 養護教諭の専門的知識と技術の指導をより充実させることにより、新採者の指導力向上を図る。
 - ・ 豊かな経験と幅広い識見を生かして、新採者の資質能力の向上と教育観や使命感の一層の確立を図る。
 - ・ 養護教諭としての専門的指導とともに、全校的・経営的視点からの指導・助言を行う。
 - ・ 新採者の考えにも理解を示しながら、個性の伸長を図る指導を行う。
- ② 指導内容
- | | | |
|--------|--------|---------|
| ・基礎的素養 | ・保健管理 | ・保健教育 |
| ・健康相談 | ・保健室経営 | ・保健組織活動 |

III 実施計画及び報告

1 実施計画書及び実施報告書等

- (1) 校長は、校内体制に配慮しつつ、「新規採用養護教諭研修 実施計画書」（様式例 1）を作成し、下記のとおり提出する。
- (2) 校長は、適時、実施計画について、必要な改善を行う。
- (3) 校長は、「新規採用養護教諭研修 実施報告書」（様式 2）及び「新規採用養護教諭研修 実施時間数記録」（様式 3）を作成し、下記のとおり提出する。

① 提出書類一覧

提出書類	提出期限
新規採用養護教諭研修 実施計画書	令和 6 年 5 月 9 日（木）
新規採用養護教諭研修 実施報告書	令和 7 年 3 月 6 日（木）
新規採用養護教諭研修 実施時間数記録	令和 7 年 3 月 6 日（木）

② 提出先

- ・県立中学校：香川県教育センター 各 1 部
- ・高松市以外の市町立（学校組合立を含む）学校：関係市町（学校組合）教育委員会 各 3 部
- ・高松市立学校：高松市総合教育センター 各 1 部

(4) 整備・保存書類（学校で 5 年間保存）

- ・非常勤講師（指導教員または養護教諭指導員）の出勤簿（各学校の様式）
- ・非常勤講師（指導教員または養護教諭指導員）の勤務記録簿（様式例 4）

(5) 整備書類

- ・受講記録（様式例 5）

2 その他

- (1) 様式等は、香川県教育センターの Web サイトからダウンロードすることができる。
- (2) その他、新採研修を円滑に行うために必要な具体的な事項については、香川県教育センター所長が別に定める。

資料1 年間研修項目例一覧表（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）

○印は校内研修項目、・印は校外研修項目、☆印は特別支援教育に関する研修項目

区分	研修項目
基礎的素養	<ul style="list-style-type: none"> <公教育の役割と諸課題の解決に向けた取組> <学習指導要領と教育課題の編成・実施並びに評価> <学校教育目標の具現化に向けた取組> <教員の勤務と公務員としての在り方> <学校の組織運営> <教員研修と教員としての生き方取り方> <教育課題の解決に向けた取組> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健、学校安全に関する指導 ・学校保健計画の作成方法 <特別支援教育の制度と具体的な取組> <教育機関や企業等における体験を通した研修> <研修の総括>
保健管理	<ul style="list-style-type: none"> <健康観察、健康に関する調査> <ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の目的と留意点 ・効果的な進め方 ・健康観察結果の集計と分析及び活用 <疾病予防と管理> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病管理の進め方 ・健康上の配慮を必要とする児童生徒の管理 ・感染症、食中毒の予防と対応 ☆医療的ケアの現状 ○校内、保護者及び関係機関等との連携 <健康診断> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の意義と位置付け ・健康診断に伴う保健調査 ・健康診断の事前指導と事後措置 ○健康診断の実施計画の立案、実施及び評価 ○学校医、学校歯科医等との連携 <救急処置と救急体制> <ul style="list-style-type: none"> ・救急処置における医学的知識と技能 ・救急体制の確立 ・校内研修の充実 ○災害発生時の対応 ○救急処置の充実 <学校環境衛生> <ul style="list-style-type: none"> ・学校環境衛生活動の進め方 ○日常的な点検への参画と実施 ○学校薬剤師との連携
保健教育	<ul style="list-style-type: none"> <保健教育の内容> <ul style="list-style-type: none"> ・教科、関連教科における指導 ・特別活動における指導 ・総合的な学習（探究）の時間における指導 ・保健室における個別指導や日常の学校生活での指導 ・保健教育における養護教諭の役割 ○学級担任及び保健体育科教員との連携 ○学習指導要領について ○学習資料の作成と工夫 <啓発活動> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な啓発教材の作成等 ○保健だより、掲示物等の作成 ○放送や集会等による啓発

健康相談	<p><心身の健康課題への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身の発育・発達段階における健康課題の理解 ○学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携 <p><健康相談の基本的なプロセス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的なプロセス ・各プロセスにおける対応と留意点 ・記録の目的と方法 ・事例検討会の在り方 ○支援計画の作成、実施、評価 ○校内の相談組織との連携 <p>☆発達障害等の児童生徒の障害及び行動等の特性の理解</p> <p><メンタルヘルスへの対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校におけるカウンセリングの活用 ○校内、保護者及び関係機関等との連携
保健室経営	<p><学校経営と保健室経営></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営と保健室経営 ・保健室経営計画の必要性 ・養護教諭の職務と保健室経営 ○学級との連携 <p><保健室経営計画の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健室経営計画作成に当たっての基本的な考え方 ・保健室経営計画の作成方法 ○保健室経営計画の実施と評価 ○児童生徒、教職員、保護者、関係機関等との連携
保健組織活動	<p><保健組織活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健組織活動の意義 ・学校内外の連携体制づくり ・教職員の保健組織活動 ○PTAの保健組織活動 ○家庭や地域の関係機関等との連携 <p><学校保健委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健委員会の意義 ・学校保健委員会における養護教諭の役割 ○学校保健委員会の企画と運営 <p><児童生徒委員会活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒保健委員会活動の指導と工夫

参考：財団法人日本学校保健会『養護教諭研修プログラム作成委員会報告書』（H21.4.30）

資料2

指導方法及び内容（例）

	指導方法	内 容
1	授業参観指導	新採者が校内の中堅教員等の授業を参観し、授業研究を通して指導教員等が指導するもの
2	観察指導	新採者の日常の業務について、指導教員等が隨時に指導するもの
3	作業指導	指導教員等が必要な時期に作業を通して指導するもの
4	作業点検指導	指導教員等が事前指導を行い、新採者が行った実践や事務処理等を点検して、指導するもの
5	相談指導	指導教員等が新採者の業務における悩みや問題点について、指導・助言するもの
6	講 話	指導教員等が、業務の進め方等について、口頭で指導するもの
7	演習指導	保健管理、保健教育等についての演習を通して指導教員等が指導するもの
8	研究協議	新採者と指導教員等が共に課題について研究協議するもの
9	課題研究	新採者が自ら課題を設定し、指導教員等の指導を受けながら自主的に課題の究明を図るもの

その他、必要に応じて、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭等による指導も意図的に設定し、研修の実施・態様について理解・協力を得たり、新採者との人間関係づくりの意図的な場としたりすることも有効である。

(樣式例 1)

新規採用養護教諭研修 実施計画書

校 名_____

受講者名_____

※ 種類欄は、一般指導・専門指導のどちらかを記載する。

※ 学校独自の様式も可

(様式例 1) 記入例

新規採用養護教諭研修 実施計画書

校 名 _____

受講者名 _____

月	日	曜日	種類	指導内容	指導者
4	△	金	一般	・教育方針と目標 ・教育公務員としての心構え	校長
4	△	金	一般	・教員の勤務と服務 ・教育課程、校務分掌	○○教頭
4	△	火	専門	・養護教諭の職務、学校保健計画、定期健康診断	○○指導員
4	△	火	専門	・身体計測、健康診断、災害共済給付	○○指導員
5	△	月	専門	・修学旅行の準備、配慮を要する児童への対応 ・保健だよりの作成	○○指導員
5	△	水	専門	・修学旅行打ち合わせ	○○教頭 ○○教諭
5	△	月	専門	・安全計画、危機管理マニュアル ・歯と口の健康週間の取組	○○指導員
5	△	月	一般	・運動会予行を通した児童・保護者への対応 ・運動会の分掌と連携作業	○○教頭 ○○教諭
5	△	月	専門	・学校環境衛生検査、プールの管理	○○指導員
6	△	木	一般	・生徒指導 ・児童生徒理解	○○教諭 ○○教諭
6	△	月	専門	・けがへの対応 ・保健学習	○○指導員
6	△	金	一般	・教職員の福利厚生 ・備品の管理	○○主任
7	△	木	一般	・I C T の活用 ・個人情報の管理、情報モラル	○○教諭
//////	//////	//////	//////	//////	//////

11	△	木	一般	・人権・同和教育	○○教諭
12	△	月	専門	・学校保健委員会の進め方 ・感染症予防と発生時の対応	○○指導員
1	△	木	一般	・学校評価	○○教頭
1	△	月	専門	・次年度の保健室経営計画 ・保健関係帳簿の整理	○○指導員
2	△	金	一般	・校内研修のまとめ	校長 ○○教頭

※ 種類欄は、一般指導・専門指導のどちらかを記載する。

※ 学校独自の様式も可

(様式 2)

新規採用養護教諭研修 実施報告書

校名		立			学校
受講者	氏名			指導 (教)員	氏名
事項		成 果 及 び 今 後 の 課 題			
一般指導					
専門指導					
その他 新規採用養護教諭研修 に対する要望・意見等					
報告 年月日		令和 年 月 日	報告者	職・氏名	校長

※ 専門指導については、P 8. 9 を参照

(様式3)

新規採用養護教諭研修 実施時間数記録

校 名 _____

受講者名 _____

※ 種類欄は、一般指導・専門指導のどちらかを記載する。

(様式例4)

非常勤講師勤務記録簿

校名	印	
非常勤講師氏名		
勤務年月日(曜) 時間等	内 容	
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数(時間) 累計(時間)		校長
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数(時間) 累計(時間)		講師
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数(時間) 累計(時間)		校長
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数(時間) 累計(時間)		講師
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数(時間) 累計(時間)		校長
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数(時間) 累計(時間)		講師
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数(時間) 累計(時間)		校長
令和 年 月 日 (曜日) : ~ : 時間数(時間) 累計(時間)		講師

※ 勤務時間は1時間単位で記入するものとする。

※ 学校独自の様式も可

(様式例 5)

受講記録

(校内研修)

氏名()

研修日時	令和 年 月 日 () (: ~ :)	指導者
内容	会場	
研修内容の概要		
感想・反省		

※ 研修で使用した資料等と共に綴じる。学校保存の必要はない。

※ 学校独自の様式も可

(校外研修)

内容			
月日	令和 年 月 日 ()	氏名	
時間	: ~ :	会場	
研修内容の概要			
感想等			

※ 研修で使用した資料等と共に綴じる。学校保存の必要はない。

※ 学校独自の様式も可

資料3

養護教諭の指標（「香川県教員等人材育成方針」より）

キャリアステージ 観点		基礎期 1	発展期 2	深化期 3
目安となる経験年数		1年目～6年目	7年目～20年目	21年目～
素養・資質 A	使命感・責任感 a	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理觀を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理觀に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理觀に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション b	教育者としての自覺に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるよう、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覺を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができる、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽 c	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能 B	子ども理解 a	子どもとのかかわりを通して、子どもの発達の段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が發揮できるよう専門的立場からの配慮ができる。
	保健教育 b	学校保健に関する基本的な知識や技能を身に付けるとともに、学級担任等との連携を生かした効果的な保健教育が実践できる。	学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。	学校保健に関する自らの実践を広く情報発信するとともに、専門的知識や技能を学校全体の教育活動に生かし、指導的役割を果たすことができる。
	生徒指導 c	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向けて、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向けて、さまざまな関係機関等と連携する上で、コーディネーターとしての役割を果たし、チームで対応することができる。
連携・協働 C	学校づくり a	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営 b	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを發揮する。
	危機管理 c	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりにおいてリーダーシップを發揮する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ア		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICTや情報・教育データの利活用 イ		学校におけるICT活用の意義を理解し、保健教育や保健管理等にICTを積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICTを効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らのICT活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- 基本的な感染症対策をする（研修中には協議をする場面もあります。マスクの着用については、状況に応じて各自でご判断ください）。
- やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から市町（学校組合）教育委員会に連絡する。

その後、校長名で市町（学校組合）教育委員会教育長、教育事務所長、県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。（あて先は連名表記でよい。また、メールによる提出ができない場合は、郵送または遅送でもよい。）

なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所 在 地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電 話 番 号	087-813-0941（教職員研修課）
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

（1）自動車での来所について

- 県教育センター建物の南側にある駐車場を利用する。
- 研修終了後は速やかに車を出庫する。

（2）公共交通機関の利用について

- 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。

（3）その他

- 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
- 1日研修の際には、業者が昼食（お茶付弁当 500 円）を販売している。

3 緊急時の対応について

（1）警報発表時の対応

- ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いざれかの地域（※）に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。

※ 全県を対象としない研修（小・中学校の初任者研修及び新規採用養護教諭研修・新規採用栄養教諭研修の地区別研修など）については、当該研修の対象地区内のいざれかの市町又は研修場所が存在する市町とする。

- ② 訪問指導については、当日当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。

（2）地震発生時の対応

- ① 県内いざれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。

② 県内いざれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。

※ いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。